

平成29年11月1日

第11回定例北見市教育委員会議案

北見市教育委員会

平成 29 年第 11 回定例北見市教育委員会付議事件一覧

議案番号	件名	ページ
議案第 1 号	北見市立学校設置条例の一部を改正する条例に同意することについて	1
議案第 2 号	北見市学校給食センター等条例の一部を改正する条例に同意することについて	3
議案第 3 号	北見市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	5
議案第 4 号	北見市学校給食センター等管理規則等の一部を改正する規則及び訓令について	7
議案第 5 号	社会教育部の所管する施設に係る指定管理者の選定及び指定について	1 2
議案第 6 号	教育費予算案（1 2 月補正）に同意することについて	1 3

議案第4号

北見市学校給食センター等管理規則等の一部を改正する規則及び訓令について

北見市の休日を定める条例等の一部改正に伴い、北見市学校給食センター等管理規則
他3件の規程の一部を次のように改正する。

平成29年11月1日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

北見市学校給食センター等管理規則の一部を改正する規則

北見市学校給食センター等管理規則(平成 18 年教育委員会規則第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日まで」を「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北見市立学校に勤務する職員の勤務等に関する規程の一部を改正する訓令

北見市立学校に勤務する職員の勤務等に関する規程(平成 18 年教育委員会訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表中「12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日まで」を「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

北見市教育委員会で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

北見市教育委員会で特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(平成18年教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表学校給食課の項中「12月31日から翌年の1月5日まで」を「12月29日から翌年の1月3日まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

北見市学校給食センター等規程の一部を改正する訓令

北見市学校給食センター等規程(平成 18 年教育委員会訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日まで」を「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」に改める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

